

# 平成29年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

## 次 第

### □開 会

1 開 会

2 市長あいさつ

佐倉市長 藤 和雄

3 委嘱状交付

4 委員紹介

### □会 議

1 各団体の取組みについて

2 取組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題について

3 課題解決のための提言について

4 その他

### □ 閉 会

日時：平成29年7月24日（月）

10時00分～12時00分

場所：佐倉市役所社会福祉センター 中会議室

## 佐倉市青少年問題協議会委員（任期：H29.7.5～H32.7.4）

敬称略

No.	選出区分	委員	備考
1	市長	藤 和 雄	会長
2	教育長	茅 野 達 也	副会長
3	副市長	利 根 基 文	佐倉市副市長
4	市教育委員会委員	関 山 邦 宏	佐倉市教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	織 田 泰 暢	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	相 蘇 重 晴	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	川 島 勝 治	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	瀧 川 善 和	千葉家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議長
10	民生委員・児童委員	劔 地 平 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保護司	石 渡 康 郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	谷 野 宏 輝	佐倉市社会福祉協議会事務局
13	小学校長	市 村 尚 義	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	林 田 祐 一	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	石 井 久 雄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	釜 范 徳 行	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	岩 崎 久美子	佐倉市青少年相談員連絡協議会会計
18	識見を有する者	杉 戸 一 寿	印旛健康福祉センター長
19	〃	佐 藤 幸 生	成田公共職業安定所長
20	〃	秋 本 良 治	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	阿 部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	富 永 三 咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	遠 藤 知 子	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会副会長
25	〃	北 原 麻 矢	佐倉市PTA連絡協議会 内郷小PTA会長
26	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学准教授
27	〃	梅 田 美知子	佐倉市人権擁護委員

## 1 各団体の取組み

□佐倉市健康こども部子育て支援課	3 ページ
□佐倉市教育委員会指導課	6 ページ
□佐倉市社会教育委員	7 ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	8 ページ
□保護司会佐倉市分会	9 ページ
□佐倉市社会福祉協議会	10 ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	11 ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	13 ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	14 ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	15 ページ
□印旛健康福祉センター	16 ページ
□少年警察ボランティア協議会	17 ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	18 ページ
□佐倉市子ども会育成連盟	19 ページ
□佐倉市体育協会	20 ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	21 ページ
□佐倉市PTA連絡協議会（内郷小学校）	22 ページ
□千葉敬愛短期大学	別紙資料
□佐倉市人権擁護委員協議会	23 ページ
□佐倉市健康こども部児童青少年課	24 ページ

## 2 取組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題について

3 課題解決のための提言について	25 ページ
------------------	--------

## 4 その他

## 佐倉市の子育て支援

健康こども部 子育て支援課

### 1. 子ども・子育て支援新制度の開始

平成 27 年 4 月 1 日より子ども・子育て支援新制度が開始されました。次の取組を進めていきます。

◎「認定こども園」の普及を図ります。

保護者の就労状況やその他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

◎保育の場を増やし、待機児童を減らします。

保育園や認定こども園、新制度において市の認可事業となる地域型保育を計画的に整備し、保育の受け入れ人数を増やすことで、待機児童ゼロを目指します。

◎地域の子育て支援の拡充を図ります。

すべての子育て家庭を支援するために、利用者支援事業などの子育て支援事業の拡充を図ります。

### 2. 保育園等の入園状況

・保育園等（保育園 29 園、認定こども園 2 園、小規模保育事業 3 施設）

※参考 幼稚園（12 園）

保育園の新設・小規模保育事業の開始などで待機児童の解消を目指しています。平成 29 年 4 月から、認可保育園 4 園が新たに開園するとともに、私立幼稚園から認定こども園へ 1 園移行しました。

定員・入園数・待機児童数の推移（各年 4 月 1 日現在、幼稚園は各年 5 月 1 日現在）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
保育園等定員 (20 園)	1,720	1,780	1,988	2,106	2,446
保育園入園数 (管外委託分は除)	1,706	1,790	1,962	2,053	2,263
待機児童数	47	37	34	41	0
幼稚園入園数 (参考)	2,700	2,602	2,501	2,394	2,289

### 3. 子育て支援事業

#### ①子育て世代包括支援センター（市内 4 か所）

平成 28 年 4 月より、佐倉市内 4 か所（子育て支援課、健康増進課、西部保健センター、南部保健センター）に子育て世代包括支援センターを開設しました。母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を開始しました。

#### ②地域子育て支援拠点事業（市内 17 か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

#### ③ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成 27 年度からは産前産後の妊産婦の家事援助等を行う産前産後支援事業を新たに開始しています。

##### 【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時などの子どもの預かり
- ・ 産前産後の妊産婦の家事援助 など

#### ④一時預かり事業（市内 11 か所）

保護者が出産や急用などの理由によって、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保育園等で一時的にお子さんをお預かりします。

#### ⑤病後児保育（市内 3 施設）

病気からの回復期にあつて保育園や小学校などに預けることができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

#### ⑥病児保育（市内 1 施設）

市内在住または、市内保育園・幼稚園・小学校等に在籍する 1 歳から小学校 6 年生までのお子様（当面の症状の急変が認められない場合）を専用の施設でお預かりします。

平成 29 年 6 月 1 日現在

#### 4. 放課後児童健全育成事業

##### ①児童センター・老幼の館（児童センター3施設、老幼の館2施設）

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

##### ②学童保育所（公立 29 施設 私立 5 施設）

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

【平成 29 年 6 月 1 日入所状況】

入所者数 1,536 名（定員 1,705 名）

## 教育委員会指導課（いじめ・不登校について）

### （1）いじめの問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」に基づき、「佐倉市いじめ防止基本方針」を策定しました。この基本方針は、いじめ防止のための基本的な考え方として、市や教育委員会、学校、地域、関係機関、家庭、子供の役割について整理し、具体的に市や学校が実施する施策及び重大事態への対処についてまとめたものです。

さらに、いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するため、「佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置すると共に、いじめ防止などの対策を実効的に行うため、「佐倉市いじめ対策調査会」を設置しました。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①いじめ月例調査

・各学校が月ごとのいじめ状況を報告し、市の状況を整理・分析しています。

##### ②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・各学校では、期間を決めて教育相談活動を定期的実施しています。その際、児童生徒が相談しやすい環境を整え、相談箱等の設置も行っています。また、いじめのアンケート調査を定期的実施すると共に、日頃から児童生徒の様子を細かに把握することにより、いじめの早期発見に努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事等が学校訪問を行い、実態把握や対応について指導・支援を行っています。必要に応じて、関係機関とも連携しながら、きめ細かに対応を図っています。

##### ③「佐倉市いじめ防止子供サミット」の開催

- ・全小中学校を代表した児童生徒が一同に会し、いじめ防止に向けて、子供たちの目線で話し合い活動を行い、対策について協議します。この経験を基に、各学校でいじめ防止について協議しています。

### （2）不登校等、長期欠席の児童生徒への対応について

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

「長期欠席者」への解消に向けては、その背景を細かに分析し、関係機関との連携を密に取りながら対処にあたっています。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①長期欠席状況調査

- ・各学校が月ごとの長期欠席状況を報告し、市の状況を整理・分析しています。

##### ②適応指導教室・相談機関の設置

- ・市内に適応指導教室を2カ所（佐倉教室・志津教室）を開設し、学校に適応できない児童生徒に対する支援の一助としています。
- ・電話相談室を開設し、児童生徒や保護者からの相談に応じています。必要に応じて面接等も行っています。

##### ③関係機関との連携

- ・児童青少年課や県スクールソーシャルワーカー等関係機関と積極的に連携して対応にあたっています。

## 平成29年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	4月28日(金)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会	16:00~17:00	印西市立本埜公民館
2	6月1日(木)	第1回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	14:00 ~ 15:00	印西市立本埜公民館
3	6月27日(火)	第1回佐倉市社会教育委員会議	10:00 ~ 11:30	佐倉市役所1号館
4	7月13日(木)	平成29年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:10 ~ 16:00	千葉県 総合教育センター
5	7月24日(月)	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	14:30 ~ 15:30	富里中央公民館
6	8月26日(土)	平成29年度 印旛郡市社会教育振興大会	13:30 ~ 16:20	富里中央公民館
7	11月9日(木)	第52回千葉県社会教育振興大会	10:30 ~ 15:40	さわやかちば 県民プラザ
8	1~2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
9	調整中	印旛郡市社会教育委員研修会	調整中	印西市
10	調整中	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	印西市



## 平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会 会員数 201名

## 平成29年度の活動方針

- 地域住民と関係機関及び民生委員・児童委員の連携強化
- 「災害時要援護者支援活動の推進」の継続と地域への啓発
- 生活課題を抱えた人たちへの支援
- 研修事業の充実、各種研修への積極的な参加
- 地区民児協定例会の充実

月 日	活 動 内 容	場 所
毎月	地区会長会議	佐倉市役所
毎月	各地区民児協定例会	市内8か所
随時	生活福祉資金貸付け事業（教育支援資金など）	
4・8・12月	新任民生委員児童委員研修会	千葉市
5・8・11・2月	児童虐待防止ネットワーク実務者会議への参画	佐倉市役所
5・7・10・1月	児童専門部会	佐倉市役所
7・9・3月	高齢者専門部会	佐倉市役所
6・9・12・3月	広報研修専門部会	佐倉市役所
4.10月	民児協通信発行	
4月	前年度会計監査	佐倉市役所
4月	就学援助手続への対応	
5月12日	民生委員・児童委員の日	
5月23日	平成29年度佐倉市民児協総会・研修会	志津コミュニティセンター
7月3日	社会を明るくする運動に協力	市内各駅頭
7月9・10日	民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会	東京ビッグサイト
9月	中堅民生委員児童委員講座	
9月	歳末たすけあい配分対象世帯調査	
9月	高齢者安心キット配布	
9月	敬老のつどいに参画	各地区社協
10月	共同募金に協力	
11月14日	第67回千葉県社会福祉大会	千葉県文化会館
11月	歳末たすけあい運動に協力	
12月	歳末たすけあい配分金交付（ひとり親等困窮世帯への配分）	
1月	単位民児協会長研修会	
2月	相談技法研修会	
2月	主任児童委員研修	

平成29年度 事業計画

団体名 保護司会佐倉市分会  
 構成人数 20名

【重点目標】 「犯罪や非行をする人を生み出さない家庭・地域づくり」の為に、学校・地域・関係機関と連携し、犯罪のない地域づくりをすすめる。

【目的】 佐倉市の各団体や県内の保護司会と連携活動を推進することで、青少年非行防止活動を推進する。

【事業効果】 効果的な青少年非行防止活動を推進することができる。  
 犯罪のない地域の安全・安心を、より深めることができる。

年月日	活動内容	場 所	青少年募集数	主催共催等
4月18日	佐倉市更生保護女性会 総会出席	佐倉市役所		佐倉市更生保護女性会
4月21日	佐倉市分会29年度 総会	佐倉市役所		保護司会佐倉市分会
5月10日	千葉県「社明」推進委員会会議出席	千葉市生涯学習センター		千葉県推進委員会
5月22日	佐倉地区保護司会29年度 総会	佐倉市役所		佐倉地区保護司会
5月22日	第1期保護司定期研修	佐倉市役所		佐倉地区保護司会
6月2日	佐倉市「社明」推進委員会出席	佐倉市役所		佐倉市社明推進委員会
6月26日	薬物乱用防止キャンペーン参加	JR佐倉駅周辺	不特定多数	薬物乱用防止指導員
7月3日	「社明」街頭広報活動	市内各JR、京成駅		佐倉市社明推進委員会
7月11日	青少年非行防止相談会・定期駐在	佐倉市役所		佐倉市社明推進委員会
7月12日	「社明」講演と児童生徒音楽演奏のつどい	佐倉市民音楽ホール	不特定多数	佐倉市社明推進委員会
7月～8月	佐倉市内盆踊り会場防犯パトロール	佐倉市内		佐倉市分会
8月2日	佐倉市「社明」実施結果検討会	佐倉市役所		佐倉市分会・更生保護女性会
8月18日	第2期保護司定期研修	佐倉市役所		佐倉地区保護司会
9月8日	県内等矯正施設視察研修	更生保護施設 両全会		佐倉市分会・更生保護女性会
10月17日	佐倉地区定期駐在	四街道青少年育成センター		佐倉地区保護司会
11月1日	佐倉市内 学校・保護司連携会議	和田ふるさと館		佐倉市教育委員会・佐倉市分会
10月～11月	市内中学校ミニ集会に参加	市内各小中学校		佐倉市教育委員会
11月上旬	社明推進委員会県外矯正施設等視察研修	栃木県民間矯正施設		佐倉市社明推進委員会
11月14日	佐倉地区保護司会第3期定期研修	酒々井町役場		佐倉地区保護司会
11月16日	第61回千葉県更生保護大会	野田市文化会館		千葉県保護司会
11月中旬	薬物乱用防止キャンペーン参加	未 定	不特定多数	薬物乱用防止指導員
12月中旬	千葉保護観察所主任官指導 特別研修	佐倉市役所		佐倉市分会
12月中旬	千葉県婦性会代表者定例訪問	千葉県婦性会		佐倉市社明推進委員会
1月下旬	佐倉市「社明」推進委員会出席	佐倉市役所		佐倉市社明推進委員会
2月5日	第4期保護司定期研修	四街道市役所		佐倉地区保護司会
3月中旬	佐倉市分会年度未定期研修	佐倉市役所		佐倉市分会
年間随時	佐倉市ミニ集会助言活動参加	佐倉市内各地		
	佐倉市住民福祉懇談会出席	佐倉市内各地		
	各中学校との連携活動実施	市内各中学校		
	市内防犯活動参加	佐倉市内各地		
	協力雇用主開拓	佐倉市内各地		

## 平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 39,840 (H29.3.31現在)

月 日	活動内容	場所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター
第2土曜日 第4水曜日		南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学生の研修）次代を担う学生の奨学金を支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。	

## 平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

会員数(団体の場合) 275名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月4日	人権・生徒指導推進部会議 (以下、毎週金曜日実施)	佐倉東小学校内
4月11日	地区児童会	佐倉東小学校学区
4月12日	なかよし集会・なかよしタイム1	佐倉東小学校内
4月17日	第1回佐倉東小学校ガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校内
4月19日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
4月19日	誘拐防止教室	佐倉東小学校内
4月21日	第1回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
4月21日	なかよし集会・なかよしタイム2	佐倉東小学校内
4月21日	ふれあい給食1	佐倉東小学校内
4月22日	学区ガードパトロール総会	佐倉東小学校内
4月25日	第1回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
5月15日	教育相談週間 (~6/30) ※Q-Uアンケート実施・活用	佐倉東小学校内
5月17日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
5月18日	佐倉地区青少年育成住民会議定期総会	佐倉中央公民館
5月19日	小中学校生徒指導推進研究協議会	印旛教育会館
5月24日	第2回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
5月25日	生徒指導研修会	佐倉東小学校内
5月25日	佐倉・南部地区小中学校連携協議会	佐倉中学校他
5月30日	第2回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
6月1日	佐倉警察署管内学校警察連絡委員会	ホテルリッチタイム
6月8日	ふれあい給食2	佐倉東小学校内
6月21日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
6月28日	千成祭礼ふれあい神輿教室	佐倉東小学校内
6月28日	第1回佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	和田ふるさと館
7月6日	安全マップ作成教室	佐倉東小学校区内
7月10日	地区児童会	佐倉東小学校学区
7月20日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	JR佐倉駅周辺
7月22日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	千成地区夏祭り
8月1日	佐倉市スクールガードフォーラム	佐倉市中央公民館
8月16日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
8月21日	人権教育・生徒指導研修会	佐倉東小学校内
9月20日	なかよし集会・なかよしタイム3	佐倉東小学校内
9月21日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
10月13日	第1回佐倉東中学校区小中連携推進会議	各小中学校 (3会場)

## 平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校 会員数(団体の場合) 275名

月 日	活 動 内 容	場 所
10月13日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	さくら祭礼巡行等
10月16日	教育相談週間(～11/30)	佐倉東小学校内
10月16日	第2回佐倉東小学校ガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校内
10月18日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
10月18日	第3回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
10月18日	なかよし集会・なかよしタイム4	佐倉東小学校内
10月25日	不審者対応訓練	佐倉東小学校内
10月25日	第3回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
11月16日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	JR佐倉駅周辺
11月18日	教育ミニ集会	佐倉東小学校内
11月21日	なかよし集会・なかよしタイム5	佐倉東小学校内
11月21日	人権教育研修会	佐倉東小学校内
11月21日	第4回学校人権教育研究推進校協議会	佐倉東小学校内
12月5日	人権集会	佐倉東小学校内
12月6日	第2回佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	佐倉中央公民館
12月6日	薬物乱用防止教室	佐倉東小学校内
12月11日	地区児童会	佐倉東小学校学区
12月12日	ふれあい給食3	佐倉東小学校内
12月20日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
1月18日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
1月24日	なかよし集会・なかよしタイム6	佐倉東小学校内
2月2日	第4回 佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
2月9日	第5回学校人権教育研究推進校協議会	県総合教育センター
2月21日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
2月21日	第3回佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	佐倉中央公民館
2月23日	ふれあい給食4	佐倉東小学校内
3月5日	地区児童会	佐倉東小学校学区
3月15日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	JR佐倉駅周辺
常時	集団登校, 集団下校(地区別)	佐倉東小学校学区
未定	心のアンケート(適宜)	佐倉東小学校内
未定	第2回佐倉東中学校区小中連携推進会議	各小中学校(3会場)
未定	第3回佐倉東中学校区小中連携推進会議	各小中学校(3会場)

## 平成29年度 活動計画

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
5月19日	第1回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	八街高校
6月16日	第2回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
6月23日	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター
7月 5日	第3回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	愛国学園高校
9月 6日	第4回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
10月 4日	印旛地区中・高生徒指導連絡協議会	印旛教育会館
10月17日	第5回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会 及び研修会	J A L
11月24日	第6回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会 印旛地区高等学校・PTA合同研修	歴史民俗博物館 (佐倉東高校)
1月未定	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター
1月12日	第7回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
3月13日	第8回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	八街高校
3月 未定	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター

## 平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】705名【定時制】114名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月12日	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月19日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	八街高校
6月6日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	千葉県青少年女性会館
6月16日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
7月5日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	愛国学園大属四街道高校
9月6日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
10月4日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月6日	佐倉市内4高校PTA合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
10月18日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	JAL工場
11月24日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉東高校
11月24日	印旛地区高等学校・PTA合同研修会	国立歴史民俗博物館
12月1日	佐倉市内4高校PTA合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
12月15日	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
1月12日	第7回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
3月13日	第8回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	八街高校

佐倉市青少年相談員連絡協議会

平成29年度 事業・活動計画書

団 体 名 佐倉市青少年相談員連絡協議会

構成人数 87人

活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり

～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として

1 青少年健全育成活動の推進

2 身近な地域での活動の充実

3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	青少年募集数	主催共催等
4月16日	平成29年度定期総会	佐倉市役所		主催
5月28日	ゴミゼロ運動	各地区		
6月3日	青少年相談員交流会	佐倉草ぶえの丘		主催
6月25日	ソフトドッジボール交流大会	市民体育館	382人(実績)	主催
11月23日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	四街道総合公園体育 館	佐倉市から 12人	千葉県
未定	青少年相談員研修会	未定		主催
1月8日	佐倉市成人式	市民音楽ホール	1700人	協力
1月21日	むかしあそび大会	市民体育館	300人	主催
3月4日	綱引き大会	市民体育館	300人	主催
3月25日	佐倉朝日健康マラソン大会	岩名運動公園陸上競 技場		協力
11月か1月 (予定)	青少年相談員トピックス発行			主催



## 平成29年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月26日 12月頃	1 覚せい剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン ・	JR佐倉駅前 京成成田駅前
6月	2 不正栽培大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問援助 ・精神科嘱託医と精神保健福祉相談員が「心の相談や精神障害等」の相談に応ずる	電話 面接：当センター
11/18, 2/24, 3/3, 3/6 7月25日	4 思春期保健事業 ・学生を対象とした講演会を実施 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会	各学校 当センター
通年 1月19日 奇数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表（一般向け）をHPに掲載 ・市町村等相談支援者向け研修会 ・遺族向け対面相談（6回・千葉いのちの電話）	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9：00～17：00 ・面接相談：火曜日（予約制）	当センター
12月初旬 7月10日 通年	7 エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会を実施 ・エイズ相談：土日祝日を除く平日8：30～17：15 ・エイズ検査：無料・匿名、日中・夜間検査あり ・希望者には、性感染症（クラミジア・梅毒）肝炎ウイルス（C型肝炎ウイルス・B型肝炎ウイルス）の検査も同時に無料で行う	京成佐倉駅前 管内学校 当センター 当センター

平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 少年警察ボランティア協議会 会員数(団体の場合) 15 名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月15日	街頭防犯活動(午後8時～)	JR佐倉駅周辺
5月20日	〃	エーカリが丘駅周辺
6月17日	〃	JR八街駅周辺
7月29日	〃	エーカリ祭り会場
8月19日	〃	JR佐倉駅周辺
9月16日	〃	JR八街駅周辺
10月	2017 地域防犯ボランティア県民大会	千葉市
10月21日	街頭防犯活動(午後8時～)	JR佐倉駅周辺
11月4日	〃	八街祭り会場
12月16日	〃	エーカリが丘駅周辺
1月20日	〃	JR佐倉駅周辺
2月17日	〃	JR八街駅周辺
3月17日	〃	エーカリが丘駅周辺
	その他各地区(佐倉市、八街市、酒々井町)行事等に参加 少年警察ボランティア研修会	

\*既存の書式、計画書でも支障はありません。

## 平成29年度 事業・活動計画書

### 佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

### 主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月3日	社会を明るくする運動街頭啓発	市内各駅街頭
7月6日	総会	佐倉市役所
7月8日	青少年育成千葉県民会議推進大会	千葉県青少年女性会館
7月12日	社会を明るくする運動 講演と児童生徒音楽のつどい	佐倉市民音楽ホール
9月16日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉市文化センター
1月8日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
3月下旬	役員会	佐倉市役所

### 【主な活動の紹介】

#### 畑の学校（6月～11月まで11回）

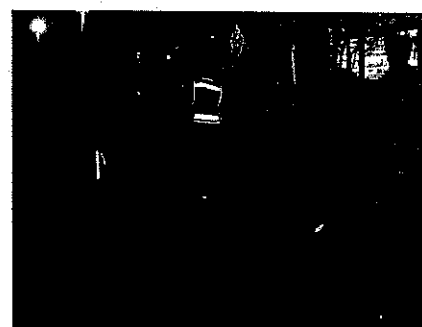
子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にする気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、かぼちゃ、ミニトマト、落花生等で、33組127名の親子が参加しています。



#### 各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



## 平成29年度 佐倉市子ども会育成連盟の活動について

(1) 加入子ども会数 34団体 会員数 1,759人

期 日	事 業 名	場 所
4月27日(木)	市子連総会	社会福祉センター
6月22日(木)	育成者ゲーム講習会	青少年センター
9～10月上旬	市子連第1回役員会	青少年センター
10月22日(日)	中央交流フェスティバル	佐倉市民体育館
11月6日(月)	育成者クリスマス講習会	根郷公民館 ホール
3月下旬	市子連第2回役員会	未定

### (2) 平成29年度事業計画抜粋

※その他、千葉県子ども会育成連合会、印旛郡市子ども会育成連合会の事業や会議に参加

### (3) 主な活動

#### ①子ども会育成者講習会

- ・6/22(木) ゲーム講習会
- ・11/6(月) クリスマス講習会



#### ②ジュニアリーダー初級認定講習会

- ・今年は市内の5,6年生が34名参加
- ・全9回の講習を行う



#### ③子ども会中央交流フェスティバル

- ・10/22(日) 市民体育館にて開催
- ・地区子連やジュニアリーダーズクラブ、ヤングプラザなど地域の団体と協力しながら様々な体験の機会を設ける



## 平成29年度佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	5	日	春季少年野球大会(～4/15迄)	長嶋記念球場他	小学生
4	9	日	市民テニス大会(～4/23迄)	岩名・直弥テニスコート	高・一般
	16	日	市民ソフトボール大会(～4/29迄)	岩名第二球場、大作球場	一般
	17	月	市民ゴルフ大会	佐倉カントリー倶楽部	一般
	19	水	佐倉市体育協会第1回理事会	社会福祉センター3階 中会議室	体協理事
5	3	水	春季市民野球大会(～7/2迄)	岩名第二球場、大作球場	一般
	3	水	佐倉市長杯中学生レスリング大会	佐倉市民体育館	中学生
	10	水	平成28年度佐倉市体育協会表彰式並びに佐倉市体育協会総会	社会福祉センター 3階 中会議室	体協理事他
	20	土	市民弓道大会(～5/28迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	27	土	市民バスケットボール大会(～5/28迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	28	日	市民ソフトテニス大会(～6/18迄)	岩名テニスコート	高・一般
6	4	日	市民卓球大会	市民体育館	中・高・一般
	11	日	市民剣道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	18	日	市民バドミントン大会	佐倉市民体育館	高・一般
7	2	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
8	26	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	17	日	佐倉市少年サッカー選手権大会(～9/18迄)	岩名球技場他	小学生
10	1	日	市民サッカー大会(～10/29迄)	岩名球技場	一般
	9	月	市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	14	土	佐倉市子ども相撲大会	岩名相撲場	小学生(4,5,6年)
	21	土	佐倉市陸上競技選手権大会(～10/22)	岩名陸上競技場	小学生～一般
12	23	土	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
1			第2回理事会		理事
1			市民スキー		小学生～一般
3	11	日	市民ボウリング大会		一般

## 千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	1	土	第68回印旛郡市民体育大会総合開会式	酒々井町	高・一般
	2	日	第68回印旛郡市民体育大会(～7/29迄)	郡内各会場	高・一般
8	26	土	第68回印旛郡市民体育大会総合閉会式	酒々井町	高・一般
	26	土	第67回千葉県民体育大会団結式	酒々井町	高・一般
			第67回千葉県民体育大会夏季大会		高・一般
			第67回千葉県民体育大会秋季大会		高・一般
			第67回千葉県民体育大会冬季大会		高・一般
12	3	日	第87回印旛駅伝競走大会	(仮)岩名陸上競技場	高・一般
			第67回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

## 後援・協力行事

5	21	日	第26回わんぱく相撲佐倉場所	岩名土俵場	小学生
10	9	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名陸上競技場	小学生～一般
11	23	木	第64回佐倉市制記念駅伝競走大会	岩名陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリートスポーツ教室	岩名球技場	
3	25	日	第37回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名陸上競技場	小学生～一般

平成29年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場
5	23	火	第1回会議(ニュースポーツまつり 他)	市民体育館
6	24	土	ニュースポーツまつり	市民体育館
8	下旬		第2回会議(さくらスポーツフェスティバル)	市民体育館
8	23	水	ミニバレー教室	市民体育館
9	30	土		
10	25	水		
11	29	水		
10	9	祝	さくらスポーツフェスティバル	岩名陸上競技場
			第3回会議(冬期事業について)	岩名陸上競技場
12	10	日	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館
3	25	日	第37回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名競技場

平成29年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画

5	11	木	東印旛地区スポーツ推進委員連合会定期総会	成田市役所
6	9	金	関東スポーツ推進委員研究大会(～10日)	栃木県宇都宮市
7	8	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC
	中旬		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第1回理事会	成田市役所
8	17	木	学びと集い2017準備	県総合SC 宿泊研修所
	26	土	学びと集い2017 一千葉県スポーツ推進委員研修会一	県総合SC 体育館・スポ科
9	23	土祝	東印旛地区スポーツレクリエーション祭	成田市中台体育館
10	26	木	県連合会 第2回企画部会・指導部会	
	下旬		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第2回理事会	未定
11	9	木	第57回全国スポーツ推進委員研究大会(～10日)	茨城県つくば市
12	10	日	第34回千葉県スポーツ推進委員研究大会	八日市場ドーム
	中旬		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所
1	11	木	県連合会 第2回研究部会・女性部会	県総合SC 宿泊研修所
	20	土	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC スポ科アリーナ
2	24	土	東印旛地区スポーツ推進委員連合会全体研修会	佐倉市
2			東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第4回理事会	未定
3	8	木	県連合会 第3回理事会	県総合SC 宿泊研修所

## 平成29年度 事業・活動計画書

団体・機関名 内郷小PTA 会員数(団体の場合)            名

月 日	活 動 内 容	場 所
年2回 (7月14日 12月15日)	スクールガードボランティア連絡会	内郷小
年15回	青少年住民会議 ハトリール	佐倉地区

\*既存の書式、計画書でも支障はありません。

## 人権擁護委員の活動状況

### 【佐倉人権擁護委員協議会】 H29.7.1

〈千葉地方法務局佐倉支局管内＝印旛郡＝7市2町 人権擁護委員61人〉

実際の事業は、下記の部会での活動となる。

〔一部会〕 佐倉市14人・四街道市6人・八街市5人・酒々井町3人	計28人
〔二部会〕 成田市13人・富里市5人・栄町3人	計21人
〔三部会〕 印西市9人・白井市4人	計13人

1. 常務委員会 常務委員は各部会の連絡調整を行う。佐倉支局管内で一斉に行う行事（＝人権擁護精神の高揚・啓発）の決定と調整。  
常務委員は、各市町村より1～2名選出。現在、2名
2. 研 修 人権擁護委員としての資質向上のため、佐倉支局管内の人権擁護委員の合同研修。年1回。本年は、白井市保育福祉センターにおいて「インターネットによる人権侵害への対応について」をテーマに研修
3. 相 談 常設人権相談：佐倉支局で毎週水曜日（午前10時から午後4時）61人の委員で担当（一人年1回程度）

### 【佐倉市人権擁護委員協議会第一部会】

〈研 修〉 7月21日・H29年2月2日市民相談委員との合同研修

〈啓 発〉 広報誌による啓発運動

6月は「人権擁護委員の日」を委員の名と共に広報5月15日号に掲載

12月4日～10日の人権週間を11月15日号に掲載

『佐倉市小学生人権標語コンテスト』5、6年生対象応募数2,808点

『さくらヒューマントーク2017』

2月4日 講師：奥山佳恵氏 佐倉市民音楽ホールにて

〈相 談〉 人権相談／「佐倉市法律・人権・行政相談」約月3回開催、月1回担当

ミレニアムセンター・志津コミュニティーセンターにて

本年より予約制

〈人権教室〉 市内の小中高校などで18回実施 3,046名

〈人権出前事業〉 人権尊重のまちづくりデリバリー事業 市内8小、2中学校にて実施  
参加者 3,784名



佐倉市健康こども部児童青少年課（児童虐待について）

【平成 28 年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

27 年度からの継続ケース	306 件	（うち、虐待ケース 130 件、42.5%）
28 年度 新規ケース	435 件	（うち、虐待ケース 233 件、53.6%）
計	741 件	（うち、虐待ケース 363 件、49.0%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（平成 26 年度～平成 28 年度）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	235 件	176 件	233 件

※同居人による児童虐待もネグレクトの一部に含まれる。

※児童の目の前のドメスティック・バイオレンス等も児童虐待に含まれる（心理的虐待）。

②平成 28 年度虐待行為の件数・割合

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	58	41	130	4	233
割合	24.9%	17.6%	55.8%	1.7%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、心理・精神的障害など親に起因する問題
- 夫婦関係のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 地域や親類、社会資源との関係がうまくとれず孤立するなどしている問題

【相談体制等】（H29.4.1 現在）

- ・家庭児童相談班 10 名
- 職員 7 名 班長（保健師）1 名、保健師 1 名、保育士 1 名、事務職員 4 名
- 家庭児童員（非常勤一般職）3 名（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士：週 3 日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 子育て講座の開催

子育て中の市民を対象に、子育ての不安感の解消と子育ての孤立防止、児童虐待の防止を目的として、子育て講座を 7 回実施している。

2. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による専門的訪問支援を延べ 143 回、育児支援ヘルパーの派遣を延べ 309 回実施した。

3. 児童虐待ネットワーク会議

佐倉市家庭内等における虐待・暴力対策ネットワーク会議を 1 回、事例検討を通しネットワークの関係機関の連携強化を図る実務者会議を 28 回実施した。また、個別ケース会議を 51 回、母子保健事業との連携会議・養育支援訪問事業連絡会議を 2 回実施した。

平成29年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

<p><b>青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること</b></p> <p><b>学校</b></p> <p>いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、安心して過ごすことのできる環境の中で、自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮し、社会で自らの生き方を切り拓いていく力を身に付けられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行うための家庭・地域・行政との連携強化及び質の高いネットワークづくりが急務となっている。</p> <p><b>家庭</b></p> <p>家庭はコミュニティーの最小単位であり、良好な親子関係を築くことは青少年健全育成の基盤です。しかし近年、親子の関係をうまく築くことができない親や、かつて家庭が持っていた教育力の低下が見られるようになり、親子の在り方や家庭の機能を見直す必要性が生まれていると考えられる。</p> <p><b>地域</b></p> <p>消費社会化の浸透や高度情報化、少子・高齢化などの影響によって、地域における人間関係の希薄化やコミュニティー意識の低下が叫ばれている。また青少年が多様な人と交流する機会や主体的に活動する場が少なく、地域における教育力の衰えなどが課題となっている。そのため、地域においては、子育てや青少年の健全育成を核として、さまざまな人がその活動にかかわることにより、青少年自身や家庭を地域の中に引き込み、さらにそこで活動した青少年が地域の活動にかかわっていくというサイクルを確立するなど、青少年と大人とが一緒になって地域をつくっていく意識の形成と活動が求められている。</p> <p>※ 高度情報化時代</p> <p>青少年は多様なツールにより情報を積極的に収集・活用し、これを家族や友達等との間での新たなコミュニケーションの手段として利用している。反面、自然とふれあう機会や多様な人と接触する機会は減少し、青少年の孤立感は深まっている。また、直接肌で感じ経験していたことが、メディアを通じた間接経験へと変化し、当事者意識の薄れが危惧されるようになっている。</p> <p><b>上記の課題を解決するための提言</b></p> <p>I 道徳の時間を要に、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進し、規範意識や忍耐力、情報モラル、公共心、マナーの向上、個性の伸長などを目指すとともに、自尊感情を育むための人権教育を推進していく。また、家庭、地域、学校園の連携により、あいさつ・手伝い運動を中心に、児童生徒の好ましい習慣づくりを推進する。</p> <p>柱 ○青少年が自ら学び、自己決定と共同決定できる力を育てる  ○基礎的な知識・技能を習得し、実際に活用できる実力を育てる  ○クラブ・部活動、学校行事などを通して、社会性や共同性を身に付ける</p>
---

○キャリア教育を推進し、青少年が早くから職業意識を持てるようにする

II 子育てをする中での孤立化を防ぎ、家庭内での問題を抱え込まないようにするため、親の悩みや不安を分かち合う機会や、子育て教室の開催や各種サークルの情報提供など、気軽に相談できる環境整備を行う。

柱 ○青少年の居場所であり、保護者の愛情を通して青少年の他者への信頼感と自己肯定感を育てる場にする

○愛情による信頼保護を十分に踏まえて、子どもの精神的自律と社会的自立を励ます場にする

○共同生活とコミュニケーションを通して、青少年の自立と社会性の基礎を培う場にする  
○バラバラな消費生活の場ではなく、家族みんなの共同生活の場へと転換する

III 家庭だけでなく地域団体や関係機関が学校と子どもたちに関する情報を共有し、信頼関係を構築し、協働・連携しながら、子どもたちに関する様々な課題や問題に対処して行くシステムの構築が必要である。

柱 ○消費社会化の浸透によって低下してきた、地域住民のコミュニティー意識を向上・啓発  
○子ども会や自治会活動など、地域の間関係の輪を広げて、地域全体の行事やイベントを企画・実行する

○保育や高齢者支援、公民館・公共施設における高校・大学生の活用など、青少年が参加できるボランティア活動の場を関係機関が積極的に提供する

○青少年を単に保護し、育成するだけでなく、地域を担う人材として、その知力とパワーを積極的に活用する

IV 大人が携帯電話やパソコンなどの使い方について正しい知識を身につけ、青少年に情報メディアを有効に活用できるよう啓発していくとともに、氾濫する情報を青少年自身が主体的・合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けさせる。そのために、家庭における携帯電話やパソコンへのフィルタリングソフトの導入の啓発や地域で青少年がメディアリテラシーを身につけるための学習会などの取り組みへの支援を通して、携帯電話やパソコンを正しく利用できる青少年を育てていくための環境を整えていく。

柱 ○人間関係の希薄化を補うための多様な人との交流の意欲化と意図的設定を図る

○自然とのふれあいをはじめとする多様な直接経験の機会の増幅を図る

○有害な情報から青少年を守る体制の整備に努める

○情報化社会を生きていくための技術と知恵の獲得を推進する

V 青少年が家庭や学校の他に地域での自主的な活動を通じて、自分の夢ややりたいことに挑戦するとともに、仲間づくりや異世代との交流を安心して行うことのできる「中高生の活動拠点」を整備する。

柱 ○コミュニティー意識の形成に努める

○子育てや青少年健全育成を核とした地域活動の展開を推進する

○青少年との協働による地域活動の充実に努める

○青少年のまちづくりへの参加・参画意識を促進する

○青少年のコミュニティー活動への参加と青少年を核とするコミュニティーの再生への道筋を構築していく

平成29年度第1回佐倉市青少年問題協議会

団体・機関名 千葉県立佐倉西高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること。

- 1 コミュニティーの最小単位ある家庭・家族の多様化と学校に求められる役割の変化。
- 2 インターネットを利用したソーシャル・ネットワーキング・サービスの急速な広がり。

上記の課題を解決するための提言

- 1 家庭や地域からは「開かれた学校」が求められ、安心で生徒の安全が確保された学校、自主性の確立された学校が求められている。  
このような状況のなか、生徒の学ぶ意欲を引き出すことを教育の役割ととらえ、社会の変化に適応していくための生きる力を育成すると共に、生徒の多様性を認め体験を生かし長所を伸ばす教育を展開するよう努めていく必要がある。
- 2 現代社会での情報はスピードが重視され、誰よりも早く、誰よりも多くいろいろなことを知りたいと思っている。インターネットを利用したソーシャル・ネットワーキング・サービスについて、正しい知識を身につけ、氾濫する情報を主体的に取捨選択し、正しい判断ができる能力を身に着けさせるよう努めていく必要がある。

平成29年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(全1) 家庭内問題に起因する悩みを抱える生徒の増加
(全2) コミュニケーションが上手くいかず苦しむ生徒の増加
(全3) 県内全域から通学して来るため、身体的にも精神的にも疲弊
(全4) 女子生徒の割合が多いことにより人間関係のストレス
(全5) 学業面・進路などの悩みによって引き起こされるストレスや不安
(定1) 義務教育段階で不登校傾向になってしまった生徒の失われた自信
(定2) 何らかの事情で全日制への入学希望がかなわなかった生徒の挫折感
(定3) 多くの生徒が抱える複雑な家庭環境
上記の課題を解決するための提言
(全1) 個々の生徒に寄り添いながら組織的対応
(全2) 教育相談の充実とスクールカウンセラーの有効活用
(全3) 家庭との連携により、生徒の心身の状況の把握
(全4) 男女分け隔てなく学校生活を送れる集団の育成(学校行事、LHRの充実)
(全5) 補習や進路指導の体制充実
(定1) 教育相談の充実と組織的対応
(定2) 校内でのきめ細かな教育や、生徒一人一人に応じた生徒指導
(定3) 教育現場と地域社会が連携・協力して対応していく。

平成29年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- 活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- 上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

生活の困窮などを背景に、子どもの孤食が心配される。

また、生活困窮世帯や支援を必要とする児童・生徒に対する居場所を含む学習支援の場が不足している。

上記の課題を解決するための提言

子ども食堂に対する支援の仕組みを検討してはどうか。

また、行政、地域、学校、民生児童委員、主任児童委員、NPO、ボランティア団体などによる協議の場を設けてはどうか。

平成29年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市体育協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

個人単体型の生活, デジタル化, 奇怪な事件等複雑な環境の下、人と人の接点の原点である「挨拶」に対する位置付けが希薄になってはいないか。ハイ、イエ等単純な意思表示の言葉, 人の目を見て言葉を発する。普通の事を普通に行えばは 昨今言われる社会からの孤立を防ぐのでは  
ないか。

上記の課題を解決するための提言

社会体育, スポーツ, 武道など参加型の運動に積極的に  
かかわり, 礼に始まり礼に終わる, 目を見て大きな声で自分の  
意志を表す事などを体得する。

チームビルドなど人と人とのかかわりに慣れる, 大切さを  
知る。

スポーツ大会等の参加をうながす。

平成29年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・ 活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・ 上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市スポーツ推進員連絡協議会

【青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感じていること】

過日の「ニュースポーツまつり（6月24日開催）」の時の事例を報告いたします。

当日は幼児から高齢者、約200名の参加があり、色々なニュースポーツに取り組まれていました。事業後の反省会の中で、縦横無尽に走り回る子どもを見て、アッ危ない！この子の保護者は一体どこにいるのかな？指導中に気になる光景がありました。よく見まわしてみると母親がスマートフォンや他の参加者と歓談に夢中な様子でした。

子どもは子どもらしく自然な姿だと思いますが、母親（保護者）の姿には、疑問を抱きました。せっかくの親子の触れ合う機会が、スマートフォンになびいたり、子どもに安全や危険を注意したり教えたりする母親（保護者）としての姿勢が少々希薄なのではないかと感じました。

【上記の課題を解決するための提言】

私たちも色々な事業を通して、事業の運営・実技の指導のみならず必要に応じて、子どもへの注意や保護者への声掛けも心がけていく必要があるのではないかと感じました。



## 地方青少年問題協議会法

### (設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

### (所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

### (組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

### (相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

### (経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

### (条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

## 佐倉市青少年問題協議会設置条例

### (設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

### (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 傍聴要領（案）

佐倉市青少年問題協議会

### 1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始1.5分前から会議開始までとします。

### 2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 会場内では、発言、質問等できません。
- (3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

### 3 会場の秩序維持

傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。